

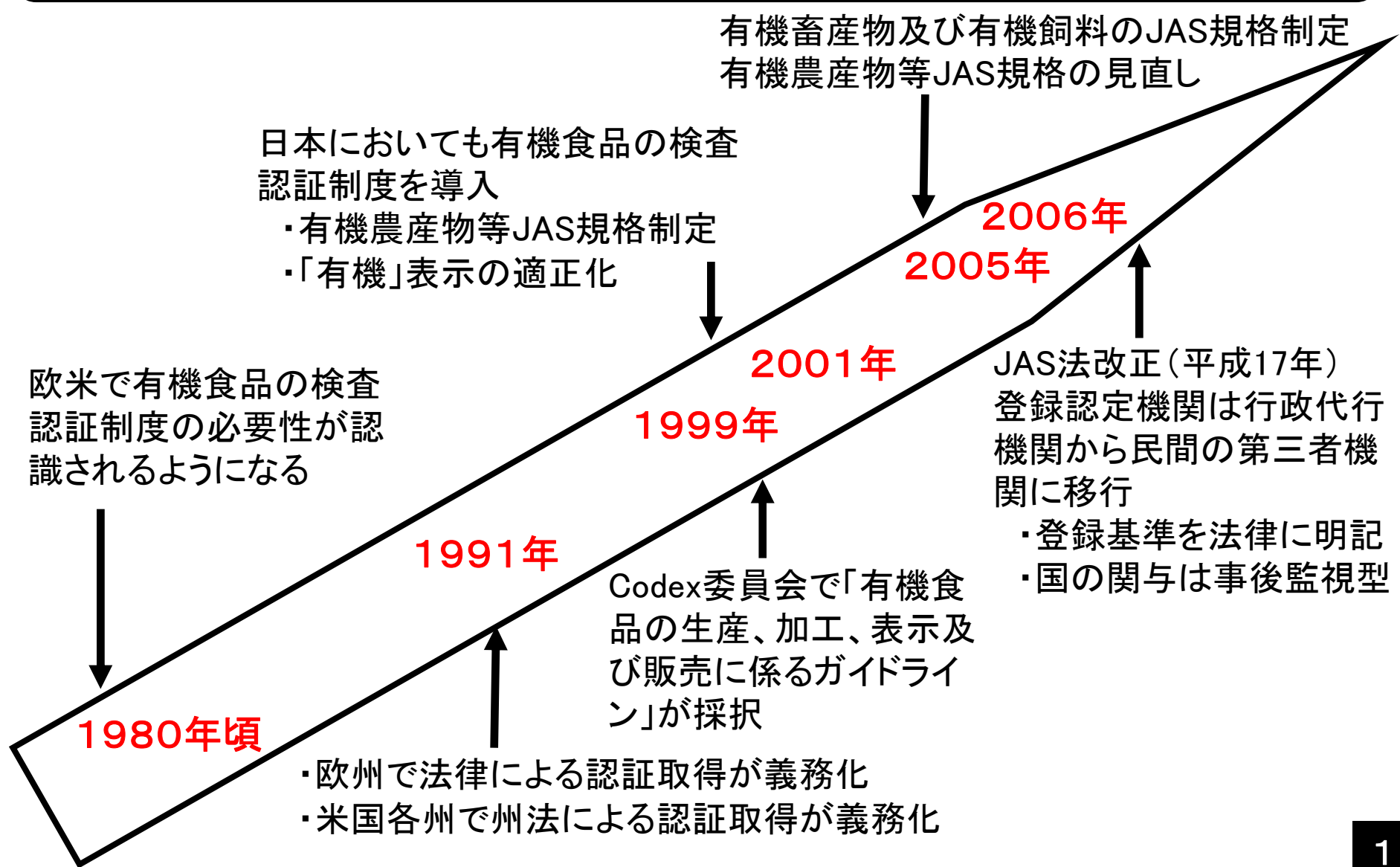
有機JAS規格をめぐる現状(資料編)

平成20年9月

消費・安全局 表示・規格課

○ 有機認証制度の歴史

平成11年のJAS法改正により、有機食品の検査認証制度が創設されたことにより、コーデックスガイドラインに準拠して、有機食品のJAS規格を制定



○ 有機JAS検査認証制度の現状

有機JASの認定業務を行う機関として農林水産省に登録されている登録認定機関数及び有機JASの認定事業者数の推移は以下のとおり

登録認定機関数の推移

	H17年10月(※1)	H18年3月	H18年12月	H19年12月
国内	72	28	52	60
外国	24	1	6	11
計	96	29	58	71

(※1)改正前のJAS法での登録
(※2)新JAS法及び改正前経過措置期間中の認定事業者の計

認定事業者数の推移

		H14年6月	H15年5月	H16年3月	H17年3月	H18年3月	H19年12月※2
国内	生産行程管理者	2,035	2,502	2,818	3,032	3,097	4,171
	(うち有機農産物)	(1,374)	(1,723)	(1,934)	(2,084)	(2,100)	(3,848)
	小分け業者	377	516	623	655	786	1,099
	輸入業者	84	93	112	124	176	244
	計	2,496	3,111	3,553	3,811	4,059	5,514
外国		398	568	766	1,186	1,674	2,519
合計		2,894	3,679	4,319	4,997	5,733	8,033

平成18年度 有機農産物の格付実績

1 有機農産物

区 分	①国内で格付されたもの	②外国で格付されたもの(注)
野菜	29,949 t	106,119 t
果樹	1,766 t	131,538 t
米	10,811 t	21,777 t
麦	558 t	7,528 t
大豆	974 t	63,647 t
その他豆類	110 t	21,403 t
雑穀類	26 t	5,085 t
緑茶(荒茶)	1,538 t	449 t
紅茶(荒茶)	2 t	639 t
コーヒー生豆	0 t	6,070 t
ナッツ類	0 t	9,578 t
さとうきび	0 t	839,937 t
こんにゃく芋	1,365 t	3,743 t
パームフルーツ	0 t	68,873 t
その他の農産物	1,496 t	8,880 t ※
計	48,596 t	1,295,266 t

(注) 外国で格付された有機農産物は、主に外国で有機加工食品の原材料として使用されているが、それ以外にも、外国で消費されたもの、日本以外に輸出されたもの及び有機加工食品以外の食品に加工されたものも含まれる。

※ 外国で格付けされたその他の農産物としては、アロエ、亜麻仁種子などが含まれる。

平成18年度 有機加工食品の格付実績

2 有機加工食品

区 分	③国内で格付されたもの	④外国で格付されたもの(注)
冷凍野菜	278 t	5,450 t
野菜びん・缶詰	6 t	6,409 t
野菜水煮	1,099 t	9,323 t
その他野菜加工品	884 t	2,029 t
果実飲料	3,025 t	7,520 t
その他果樹加工品	919 t	4,881 t
野菜飲料	1,479 t	524 t
茶系飲料	3,353 t	343 t
コーヒー飲料	10,272 t	0 t
豆乳	21,971 t	0 t
豆腐	73,570 t	0 t
納豆	36,919 t	107 t
みそ	3,396 t	803 t
しょうゆ	6,655 t	128 t
ピーナッツ製品	1,941 t	5,818 t
その他豆類の調整品	6,231 t	495 t
乾めん類	100 t	2,746 t
緑茶(仕上げ茶)	1,132 t	156 t
コーヒー豆	2,615 t	509 t
ナッツ類加工品	1,541 t	2,974 t
こんにゃく	2,649 t	1,323 t
砂糖	0 t	14,657 t
牛乳	134 t	0 t
その他の加工食品	7,287 t ※	3,581 t
計	187,455 t	69,777 t

(注) 外国で格付された有機加工食品には、外国で消費されたものや日本以外に輸出されたものも含まれる。

※ 国内で格付されたその他の加工食品としては、あん、食酢などが含まれる。

平成18年度 国内の総生産数量と格付数量

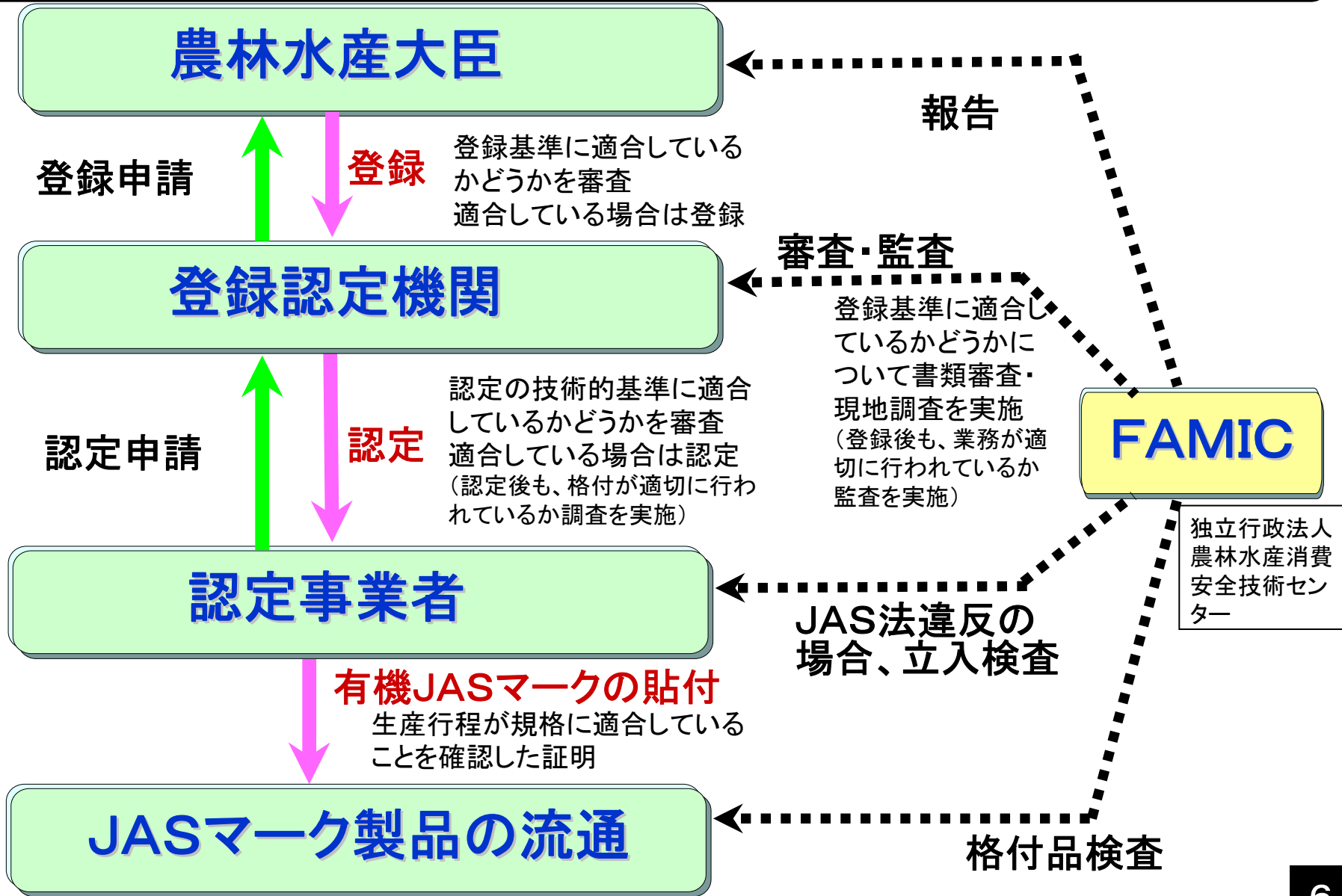
国内の総生産量と格付数量(平成18年度)

区 分	総生産量	格付数量(国内)	有機の割合
野菜	15,995,000 t	29,949 t	0.19%
果樹	3,231,000 t	1,766 t	0.05%
米	8,556,000 t	10,811 t	0.13%
麦	1,011,000 t	558 t	0.06%
大豆	229,000 t	974 t	0.43%
緑茶(荒茶)	91,800 t	1,538 t	1.68%
その他の農産物	138,000 t	3,000 t	2.17%
合 計	29,251,800 t	48,596 t	0.17%

注: 総生産量は平成18年度食料需給表(概算値)(緑茶(荒茶)の総生産量は農林水産省統計部の公表値)

○ 有機JAS規格の検査認証のしくみ

有機JAS規格制度は、登録認定機関により認定を受けた事業者が有機JASマークを貼付するという仕組み

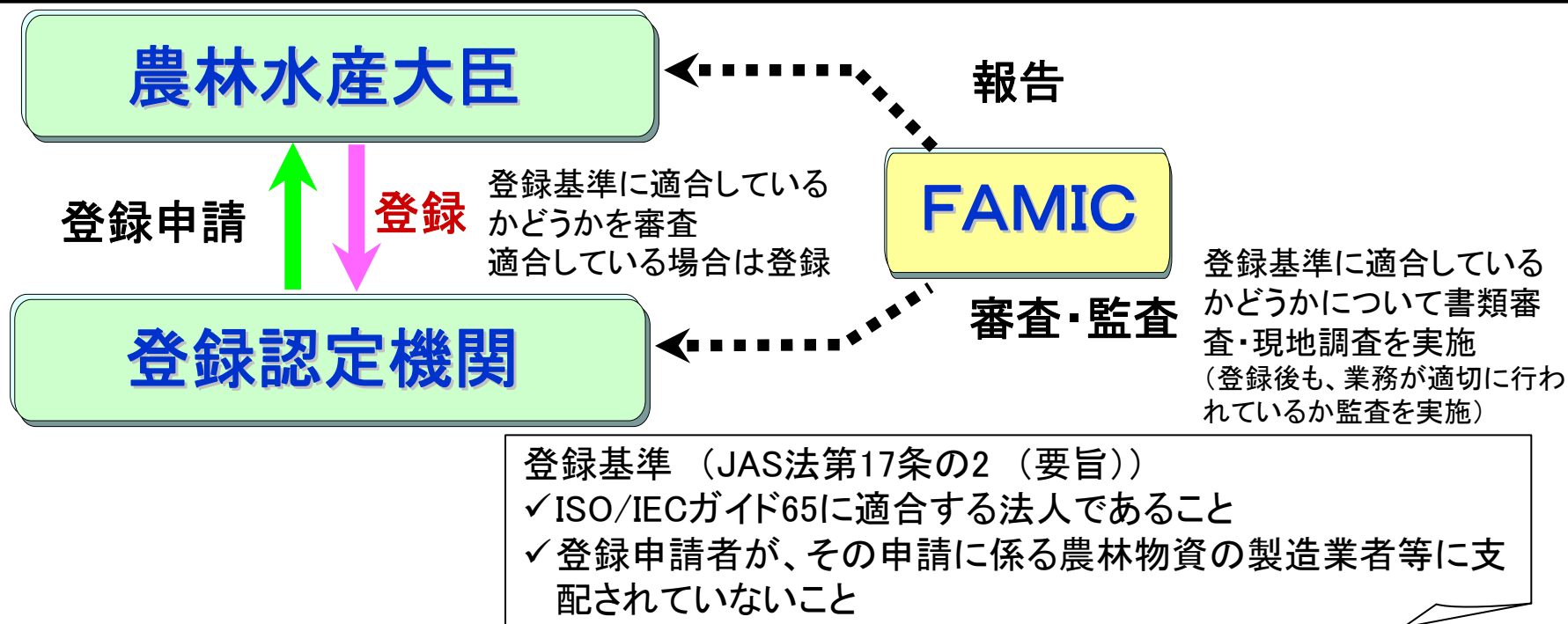


○ 最近の有機関係に係るJAS法違反案件(公表案件)

事業者	区分	品目	違反概要(JAS法該当条項)	処分等(施行日)
A 千葉県	認定事業者(生産行程管理者)	米 (生鮮)	有機認定ほ場以外で生産した米に有機JASマークを貼付 (法第18条第1項)	認定取消しに係る聴聞開催の 手続き (19年6月28日)
B 京都府	認定事業者(生産行程管理者)	たけの こ水煮 (加工)	①有機農産物でない原料たけのこを使用した たけのこ水煮に有機JASマークを貼付 ②認定事業者でない製造者に指示し、有機JAS マークを付したたけのこ水煮を製造させる (①、②とも法第18条第1項)	改善命令を出す前の弁明の機 会を付与する手続き (19年8月31日) * 原料原産地に係る表示違反 で同日付で併せて指示・公表
C 福井県	認定事業者(生産行程管理者)	米 (生鮮)	①化学肥料使用の用土で育苗した米に有機JAS マークを貼付 (法第18条第1項) ②有機農産物でない米に「有機栽培米」と表示 (法第19条の15第2項)	①改善命令、有機JASマーク の除去・抹消命令 ②有機表示の除去・抹消命令 (19年9月21日)
D 栃木県	登録認定 機関	有機農 産物	有機農産物の事業者の認定審査において、育 苗用土が有機JAS規格に適合していることを 確認しないで認定 (法第17条の5第2項)	①業務停止命令 ②改善命令 (19年11月26日)
E 福岡県	一般事業 者	ジャム (加工)	有機農産物でない原料を使用して製造した ジャムに「有機栽培」と表示 (法第19条の15第2項)	有機表示の除去・抹消命令 (19年12月5日)
F、G 新潟県	一般事業 者	米 (生鮮)	有機農産物でない米に「有機米」と表示した シールを付して販売 (法第19条の15第2項)	有機表示の除去・抹消命令 (20年1月16日)

○ 登録認定機関の登録

認定業務を行う機関は、農林物資の種類ごとに、登録基準に適合しているかどうかについてFAMICによる審査を受ける。登録基準に適合している場合には農林水産大臣が登録



登録認定機関は、以下の事項を内容とする認定に関する業務に関する規程(業務規程)を定め、これに従って業務を実施

- 事業所の所在地、認定業務を行う区域、対象区分、業務時間・休日
- 認定、認定の取り消し、その他認定に関する業務の実施方法
- 認定に関する料金の算定方法
- 業務を行う組織、業務を行う者の職務
- 認定業務の公正な実施のために必要な事項 等

○ ISO/IECガイド65の要求事項

登録認定機関の業務規程は、ISO/IECガイド65の要求事項を満たすように作成する必要がある

JISQ0065:1997 (ISO/IECガイド65)

1. 適用範囲
2. 引用規格
3. 定義(供給者)
4. 認証機関
 - 4.1 一般
 - 4.2 組織
 - 4.3 運営
 - 4.4 下請負契約
 - 4.5 品質システム
 - 4.6 認証の授与、維持、拡大、一時停止及び取り消しに関する条件及び手続き
 - 4.7 内部監査及びマネージメントレビュー
 - 4.8 文書化
 - 4.9 記録
 - 4.10 機密保持
5. 認証機関の要員
 - 5.1 一般
 - 5.2 資格基準
6. 認証要求事項の変更
7. 異議申立て、苦情及び紛争
8. 認証の申請
 - 8.1 手順に関する情報
 - 8.2 申請
9. 評価のための準備
10. 評価
11. 評価報告書
12. 認証に関する決定
13. サーベイランス
14. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用
15. 供給者に対する苦情

○ 格付

認定事業者は、自らが生産した農産物について生産記録を検査し、農産物が有機JAS規格に適合すると判定(格付)した場合に、適合を確認した証明として有機JASマークを貼付

認定事業者

有機JASマークの貼付

生産行程が規格に適合していることを確認した証明

JASマーク製品の流通

生産行程管理者は、以下の事項を内容とする格付規程を具体的かつ体系的に整備することが必要

- 生産行程についての検査に関する事項
- 格付の表示(有機JASマーク)に関する事項
- 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- 格付の実施状況についての認定機関による確認等の適切な実施に必要な事項

格付の実施方法

- ✓ 格付規程を具体的かつ体系的に整備
- ✓ 格付規程に従い、格付及び格付の表示を行う
- ✓ 名称の表示が適切に行われていることを確認する

生産行程管理担当者、生産行程管理責任者

- ✓ 生産行程を管理し、その内容を把握する者
- ✓ ほ場の数、広さ、分散状況により必要な人数をおく
- ✓ 学歴及び実務経験による資格要件
- ✓ 研修の受講義務(責任者は必須)

格付担当者、格付責任者

- ✓ 施設の数、分散状況により必要な人数
- ✓ 学歴及び実務経験による資格要件
- ✓ 生産行程の検査を行い、合格なら格付を行う
- ✓ 研修の受講義務(担当者すべて)